



第10回全国中高教育模擬国連大会(AJEMUN)

D議場 PPまとめ

Afghanistan

・基本方針

国家主権の尊重と相互不干渉の原則に基づいた国際社会との建設的対話の推進。
人道支援の非政治化、在外資産の凍結解除、援助依存からの脱却と自立型経済の確立。

・背景と現状

長年の紛争からの復興、国内治安の回復、汚職撲滅、麻薬(アヘンポピー)栽培の全面禁止などの実績。

国際社会による不当な経済制裁および金融システムからの隔離に伴う構造的な人道危機の懸念。

・主要課題に対する我が国の立場

人道支援の非政治化と凍結資産返還: 条件付き援助の廃止と中央銀行在外資産の完全返還要求。

麻薬根絶と代替生計支援: ポピー栽培禁止の成果維持に向けた、持続可能な農作業・技術投資の要請。

難民帰還と社会基盤: 周辺国からの尊厳ある難民帰還のための雇用・インフラ・基本的社会サービスの拡充。

・具象的提言

提言1: 政治承認問題と切り離した「対話と信頼醸成のための国際人道連絡メカニズム」創設。

提言2: ポピー代替作物(小麦、サフラン、果樹等)への直接投資ファンドの設立。

提言3: TAPIパイプラインや一帯一路構想(BRI)などの地域インフラ連携を通じた、物流ハブとしての自立経済確立。

・優先達成目標

金融・経済再建、人道・医療支援、地域インフラの各分野における具体的なアクションと国際社会への要望を整理。

Albania

ICCは、逮捕状を執行できない、加盟国の協力不足、各国の政治的圧力に影響されるなどの課題があるので、アルバニアの立場としてはローマ規定締約国としてICCを支持するのはもちろんのこと法の支配を重視し、ICCの独立性と実効性を両立すべきであることを基盤としたい。提案としては、論点1で加盟国協力義務制度で執行力向上と協力意識強化の効果を促すこと、論点2でICCの司法独立政策で各国からの政治的介入を防止すること、ICCへの信頼を向上させることを挙げたい。そして、アルバニアはICCの改革を通じ国際刑事法と法の支配を強化させることに貢献したい。

Australia

オーストラリアは「法の支配」に基づく国際秩序と多国間主義を重視する立場から、国際刑事裁判所(ICC)の設立を主導し、その活動を継続的に支援してきた。



そして、ジェノサイド・人道に対する罪・戦争犯罪などの深刻な国際犯罪に対して不処罰を許さない体制を築くことは、国際社会の平和と安全の基盤であるだろう。

ゆえに我が国は、ローマ規約の締約国としての義務を忠実に履行し、ICCの独立性と実効性を支えるとともに、国際刑事司法制度のさらなる発展に貢献する方法を推奨する。

現在、ICCは加盟国の協力不足や、主要大国の非加盟による普遍性の欠如、政治的圧力による独立性への脅威など、深刻な課題に直面している。

特に、独自に逮捕権限を持たないICCにとって、加盟国による捜査・逮捕・引き渡しの全面的な協力が欠かせない。

さらに、管轄権の及ばない地域や非加盟国における重大犯罪への対処、制度の透明性確保と公平性の担保が急務となっている。

そのため加盟国による逮捕状執行や証拠提供などの協力状況を、定期的に報告・評価する枠組みを導入することを提案する。

また、裁判所および検察官の政治的中立性と独立性を厳格に維持しつつ、手続きの透明性と説明責任を向上させることで、国際社会全体の信頼を回復・強化する。

そうしたアプローチを進めることで、オーストラリアが重視する「法の支配」に基づく国際秩序を一層強化するとともに、ICCに対する加盟国および国際社会全体の信頼を高めることができる。さらに、重大な国際犯罪に対する不処罰を防止し、被害者の救済と平和の実現に貢献できると考える。そのため我が国は、加盟国間の協力強化とICCの独立性・実効性の向上に向けた国際的な取り組みを積極的に推進することを提案する。

Bangladesh

我が国バングラデシュは、アジア太平洋地域の国として2010年にローマ規程を批准して以来、重大な犯罪を許さないために国際刑事司法の発展に向けて努力してきました。この取り組みは言葉だけのものではありません。いま我が国が直面している、100万人規模のロヒンギャ難民という深刻な人道危機への対応に基づいています。我が国は難民の受け入れ国として、国際刑事裁判所 (ICC) の検察局による証拠集めや被害者の聞き取りに全面的に協力してきました。また、イスラム協力機構 (OIC) の国々と協力して、法的にもミャンマーを包囲する動きを引っ張っています。さらに、非加盟国で起きた犯罪であっても、被害者が加盟国に逃げてくるなどの結果が出た場合はICCが裁くことができるという「客観的属地主義」の考え方を、不処罰をなくすための正しい進歩として強く支持しています。

しかし、実際の国際司法の現場には課題がたくさんあります。第一に、ICCは自分たちの警察組織を持っていないため、犯人の逮捕や引き渡しをそれぞれの国に頼るしかありません。逮捕すべき犯人が非協力的な非加盟国にいる場合、我が国が自分で捕まえることは現実的にとても難しく、限界があります。第二に、捜査を行う裁判官や検察官に対して、非加盟の大国から不当な政治的圧力がかけられており、中立な裁判が脅かされています。第三に、世界中の国が参加する普遍性や、まずは自分の国で裁くという「補完性の原則」が徹底されていません。発展途上国では、自分たちで重大犯罪を裁く法律の仕組みや、人権についての知識がまだ不足しています。

これらの問題を解決するため、我が国は3つの政策を提案します。1つ目は、越境的な犯罪に対する管轄権をしっかりと明文化することです。これにより、非加盟国からの反発を抑え、国境の壁に邪魔されて犯人が逃げ得になることを防ぎます。2つ目は、外部からの政治的圧力を「司法への侵害」と認め、加盟国みんなで職員を守る「司法的盾」の制度を作ることです。これで大国の干渉を減らし、中立性を守ります。3つ目は、先進国が途上国に対して、刑事司法の人材育成や法律の知識を支援することを義務化



Barbados

バルバドスは人口約28万人の小島嶼国であり、観光業がGDPや雇用の大部分を占めている。そのため、世界経済や主要観光客の出身国の景気・外交関係に経済が左右されやすい。小国であり軍事力や政治的影響力が大きいバルバドスにとって、国際社会における法の支配は国家の安全保障を支える重要な基盤である。国際刑事裁判所は重大犯罪の不処罰を防ぎ、国際秩序を維持する上で不可欠な機関であり、その実効性及び独立性を強化することは国際社会全体の利益につながる。バルバドスはローマ規程締約国としてICCを一貫して支持してきた。一方で、ICCは加盟国による逮捕・引渡し協力の不足、現職国家元首の免責を巡る法解釈の対立、政治的圧力や財政不足などにより、その実効性が十分に確保されていないのが現状だ。加えて、小島嶼開発途上国(SIDS)の多くは人的・財政的資源が限られており、ICCへ十分に協力するための制度的能力の不足も課題となっている。バルバドスは、論点1において、ICCの実効性向上のため、①重大犯罪の基準のガイドラインを策定する、②第27条・第98条の解釈ガイドラインを策定する、③国家元首逮捕後の安定化支援制度を設ける、④ICC Registry内にCapacity Building Unit(小国に向けたICCへの協力能力構築のための機関)を設置する、⑤ICC加盟国が引き渡し等に関する国内法を整備する際のモデル法を策定する、という5つの政策を提案する。次に、論点2において、ICCの制度改革として、①ICC職員への制裁時にASP緊急会合を開催し圧力撤回を求める仕組みの構築、②毎年ICCの国際司法の独立に関する文書をASP若しくは国連総会に提出する仕組み作り、③緊急時における基金設立、④SIDS及びLDCIに対する分担金減免制度の導入、という4つを提案する。バルバドスは、ICCの実効性と司法の独立を強化することは、小国を含む全ての国家が法の下で平等に保護される国際秩序の実現につながると考える。また、これらの改革は国家主権を尊重しつつ、加盟国の協力を促進する形で進められるべきである。そのため、締約国が相互に

Brazil

ブラジルはICCの加盟国であり、国際刑事司法の実現を支持している。ジェノサイドや戦争犯罪、人道に対する罪を裁くために、ICCは国際社会にとって必要不可欠な機関であると考えている。一方で、現在のICCは十分に機能しているとは言い難く、多くの課題を抱えている。第一に、ICCには独自の執行機関がなく、逮捕状を発行しても加盟国の協力が得られなければ被疑者を拘束することができない。そのため、戦争犯罪などの重大な犯罪が発生しても、実際に裁判が行われないケースが存在している。第二に、アメリカやロシア、中国などの大国がICCに加盟していないことにより、国際社会全体で公平に国際法を適用することが困難となっている。第三に、一部の国からは、ICCが政治的に利用されているのではないかと懸念も示されており、国際的な信頼性の向上が求められている。ブラジルは、ICCの理念そのものに問題があるのではなく、その運営方法や国際協力のあり方に改善の余地があると考えている。国際社会の平和と人権を守るためには、ICCを廃止するのではなく、より実効性の高い機関へと改革していくことが重要である。そのため、ブラジルは以下の三つの政策を提案する。第一に、加盟国間の司法協力を強化し、ICCの捜査や逮捕状の執行に積極的に協力する体制を整えること。第二に、ICCの透明性を高めるために、定期的な活動報告や第三者による評価制度を導入し、公平性への懸念を軽減すること。第三に、非加盟国との対話の機会を設け、ICCの役割や必要性について国際的な理解を深めることである。さらに、ブラジルは開発途上国に対する支援の重要性も認識している。紛争地域や司法制度が十分に整備されていない国々では、ICCへの協力体制を構築することが容易ではない。そのため、国際社会が法制度の整備や司法人材の育成を支援し、各国が国際刑事司法に積極的に参加でき



る環境を整えることが必要である。また、国際法やICCの役割について教育・啓発活動を推進することで、国際社会全体の理解を深めることも重要である。
ブラジルは、国際社会が協力してICCの課題を解決し、すべての人々の人権と正義が守

Bulgaria

ブルガリア共和国は、ローマ規程締約国として、国際刑事裁判所（ICC）がジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪及び侵略犯罪といった重大な国際犯罪を裁く国際司法機関であり、法の支配と国際社会の平和と安全を維持する上で重要な役割を担っていると考える。そのため、ブルガリアは今後もICCの活動を支持し、国際刑事司法の発展に積極的に協力していく方針である。

一方で、ICCがその役割を十分に果たすためには、加盟国による協力体制の強化と制度改革が不可欠である。現在は、逮捕状が発付されても容疑者の引渡しが実現しない事例や、政治的圧力・財政的制約によってICCの活動が影響を受ける懸念が指摘されている。また、加盟国による協力体制や司法能力には差があり、ICCの実効性を十分に発揮できていないことも課題である。

ブルガリアは、ICCの実効性を高めるため、加盟国間の情報共有や司法協力をさらに促進するとともに、逮捕・引渡し・証拠提供などの協力状況を定期的に確認する仕組みを整備すべきであると考えている。また、司法制度が十分に整備されていない国に対しては、国連やEUなどの国際機関が法整備や人材育成を支援し、各国が国内で国際犯罪を適切に裁ける体制を構築することも重要である。

さらに、ICCが公平で信頼される国際司法機関であり続けるためには、判事や検察官に対する政治的圧力や制裁を防ぎ、司法の独立性を確保するための国際的なルールを整備する必要がある。同時に、財政運営の透明性を高め、加盟国からの信頼を維持することも求められる。

ブルガリアは、各国の主権を尊重しながらも、対話と協力を通じて国際社会の合意形成を進めることが重要であると考えている。本会議では、ICCの独立性・公平性・実効性を強化するための建設的な議論を行い、すべての締約国が協力できる実現可能な決議案の採択を目指す。これにより、ICCが国際社会からより信頼される国際司法機関として、その役割を果たし続けることを期待する。

Burkina Faso

ブルキナファソは2004年にローマ規程を批准したICC締約国として、重大な国際犯罪の除伐と国際刑事司法の発展を支持している。一方で、近年は国内でテロや武力衝突が深刻化し、司法制度や治安維持に大きな問題を抱えている。このような状況の中、ICCは重大犯罪を裁く重要な役割を担うが、その実効性をさらに高めるためにはその制度改革が必要である。

ブルキナファソは、ICCが政治的影響を受けず、公平性・独立性・透明性を維持することを重視している。近年、一部のアフリカ諸国では、ICCがアフリカ諸国に偏った運用を行い、「新植民地的な影響を受けている」との批判や、国家主権への過度な介入を懸念する声が上がっている。ICCへの信頼性を高めるためには、すべての地域・国に対して一貫した基準を持ちその判断過程をより透明化すること、またすべての民族や地域・国を理解し柔軟に対応できるよう、過去の事例と判決を活用していくことが大切だと考える。また、ICCの実効性向上には、加盟国へ協力義務を求めるだけでは十分ではない。紛争やテロの影響を受ける国では、司法制度や捜査能力の不足により、自国で重大犯罪を裁くことが困難な場合がある。そのため、ICCには裁判官や警察官の育成、捜査技術の提供、司法機関の整備などへの財政的・技術的支援を強化し、各国が補完性の原則に基



づいて自国で犯罪を裁ける体制の構築への支援を強化すべきである。さらに、ICCの財政的自立を維持するため、締約国は経済力に応じた安全的な財政負担を継続し、その一部を加盟国の司法能力強化に活用することを提案する。ブルキナファソは公平で独立したICCと、各国の司法能力向上を両立させることが、国際刑事司法の実効性を高める最も有効な政治改革であると考えている。

Cabo Verde

Cambodia

カンボジア王国は、クメール・ルージュ政権による大量虐殺を経験し、国連と協力してクメール・ルージュ特別法廷(ECCC)を設置した歴史から、重大な国際犯罪を裁く国際刑事司法の重要性を認識している。この経験を踏まえ、カンボジアはICCの活動を支持し、不処罰の解消と法の支配の実現に貢献する姿勢をとる。一方、国家主権及び国内司法を重視し、「補完性の原則」に基づき、自国で適切な裁判が可能な場合は国内司法を優先すべきと考える。また、ICCの公平性・透明性・独立性を確保し、加盟国との協力体制を強化する制度改革が必要である。

カンボジアは、ICCの実効性を高めるには、権限拡大だけでなく、加盟国が重大な国際犯罪を自国で裁ける能力を向上させることが重要であると考えている。そのため、ICC及び司法制度の整った加盟国が連携し、発展途上国に対して裁判官・検察官の育成、証拠収集技術の提供、国内法整備を支援する「国際司法能力支援制度」を提案する。これにより国内司法が強化され、ICCは各国で対応できない重大事件に注力できるため、裁判の迅速化と実効性の向上が期待される。また、国家主権を尊重する仕組みであることから、発展途上国の加盟促進や財政基盤の強化にもつながる。

さらに、カンボジアは、ICCの介入条件を明確化する制度改革を提案する。現行制度では、「国内で適切な捜査又は裁判を行う意思若しくは能力がない場合」という判断基準が抽象的であり、政治的判断が介在する懸念がある。そのため、ICCが介入できる基準をローマ規程又は運用指針で明確化すべきである。これにより、国家主権への過度な介入を防ぎ、ICCへの信頼性を高めるとともに、真に国際的対応が必要な案件へ人的・財政的資源を集中でき、制度全体の実効性及び持続可能性の向上に寄与すると考える。

以上のことから、カンボジアは、国家主権及び補完性の原則を尊重しつつ、ICCの公平性・透明性・独立性を高める制度改革を支持する。国際社会が各国の司法能力向上と協力体制の強化に取り組むことで、重大な国際犯罪の不処罰を防ぎ、法の支配と持続的な平和の実現に貢献できると考える。

Canada

議長さん、各国大使の皆さんこんにちは。カナダ大使です。



カナダはICC加盟国として、法の支配と国際協力を重視し、武力ではなく外交による平和的解決を基本姿勢としています。しかし現在、ICCは加盟国の協力不足により、容疑者の逮捕や証拠収集が遅れ、本来の役割を十分に果たせない場合があります。また、一部の国からは政治的偏向や透明性の不足が指摘されており、ICCへの信頼が損なわれる要因となっています。カナダは、ICCを弱めるのではなく、その実効性と信頼性を高めるための制度改革が必要であると考えます。

論点1である「ICCの実効性の強化」について、カナダは「ICC緊急協力制度」を提案します。この制度では、ICCから逮捕、証拠提出、証人保護などの協力要請があった場合、加盟国が一定期間内に対応することを共通ルールとします。これにより、裁判を迅速に進めることができ、ICCがより実効性のある国際裁判所として機能すると考えます。

論点2である「ICCに対する改革」について、カナダは「ICC透明性・独立性強化プログラム」を提案します。この制度では、裁判や捜査の進捗状況、予算執行状況を定期的に公表するとともに、外部の有識者による監査・評価制度を導入します。また、監査結果を締約国会議(ASP)へ報告・公表することで、運営の透明性と説明責任を強化します。さらに、裁判官や検察官が政治的圧力を受けることなく職務を遂行できる環境を制度的に保障し、ICCの独立性を維持します。

カナダは、法の支配、透明性、説明責任を重視する立場から、ICCがより実効性と信頼性を備えた国際刑事裁判所となるよう、各国と建設的な議論を進めていきます。

Chad

チャド共和国は、ICC(国際刑事裁判所)が国際社会における重大な犯罪の不処罰を防ぎ、法の支配を実現する上で重要な役割を担っていると考える。一方で、ICCは加盟国の協力不足や逮捕状の未執行などの課題を抱えており、その実効性を高めるためには国際社会全体での協力が不可欠である。

論点1について、チャドはICCの実効性を強化するため、加盟国による逮捕状の執行や証拠提供などの協力体制を強化すべきであると考え。また、ICCは「補完性の原則」に基づき、各国の司法制度を補完する機関であることから、裁判官や検察官の育成、国内法整備、捜査能力向上への支援を進める必要がある。さらに、被害者や証人の保護、心理的・医療的支援を充実させるとともに、国連や地域機関との連携を強化し、情報共有や証拠収集を円滑に進めるべきである。

論点2について、チャドはICCがより公平で信頼される機関となるため、透明性と地域的公平性を重視した改革を求める。捜査や起訴の判断基準をより明確にし、加盟国への説明責任を果たすことで、ICCへの信頼を高めることが重要である。また、特定地域に偏らない公正な運営を推進するとともに、加盟国との定期的な対話や技術支援を充実させ、各国が自国で国際犯罪を裁く能力を向上させるべきである。

チャドは、加盟国間の協力を基盤とした実効性の向上と、公平性・透明性を備えたICC改革を通じて、国際司法への信頼を高め、重大な国際犯罪のない平和で公正な国際社会の実現を目指す。



Chile

Colombia

コロンビア共和国は、ローマ規程の締約国として国際刑事裁判所(ICC)の役割を重視し、重大な国際犯罪による不処罰を防ぎ、国際法に基づく平和の実現に取り組んできた。コロンビアでは、長年続いた国内紛争の経験を踏まえ、特別平和司法府(JEP)を設立し、犯罪の責任追及だけでなく、真実の解明や被害者の救済、社会の和解を重視した和平プロセスを進めている。しかし現在も、締約国による協力不足や政治的な影響などにより、ICCが十分に機能できない場面がある。そのため、ICCの理念を維持しながら、より実効性と信頼性の高い制度改革を進めることが必要である。

本会議において、コロンビア共和国は、ICCをより効果的で信頼される機関とするため、次の3点を提案する。

第一に、締約国同士の協力体制の強化を求める。ICCは締約国の協力がなければ十分に機能できないため、逮捕状の執行や証拠提供、情報共有などにおける国際的な連携を強める必要がある。

第二に、補完性の原則をより適切に運用するため、移行期正義や修復的司法を評価する仕組みの整備を提案する。各国が自国の司法制度によって真実解明や被害者救済に取り組んでいる場合、その努力を尊重しながら、国際刑事司法との両立を図ることが重要である。また、地域の人権機関との協力を深めることで、各地域の状況に合わせた国際刑事司法の実現を目指すべきである。

第三に、ICCの独立性と信頼性を守るため、制度運営の改善を進めるべきである。判事や検察官が外部からの政治的圧力や制裁などの影響を受けずに活動できる環境を整えとともに、安定した財政基盤を確保する必要がある。

コロンビア共和国は、「正義を通じた持続可能な平和」を掲げ、自国の和平プロセスの経験を国際社会と共有していく。補完性の原則を尊重しながら、各国との対話と協力を通じて、ICCがより効果的で信頼される機関となるよう改革を進めていく。また、様々な立場の締約国との合意形成を重視し、重大な国際犯罪の防止に向けた国際的な協力体制づくりに貢献していく。

Côte d'Ivoire

コートジボワールは、重大な国際犯罪の責任追及と被害者の救済のため、国際刑事裁判所(ICC)の役割は重要であると考えます。我が国は2010年の大統領選挙後の政治危機において、市民への暴力や人権侵害が発生し、ICCによる捜査を経験した。この経験から、国内だけでは対応が困難な重大犯罪に対して、国際刑事司法が果たす役割の必要性を認識している。

一方で、ICCには執行力の不足という課題が存在する。ICCは独自の警察組織を持たず、国家の協力に依存しているため、逮捕や証拠提供が進まない場合、責任追及が困難になる。また、締約国の不足や政治的影響による公平性への懸念も、ICCへの信頼を低下させる要因となっている。

そのため、コートジボワールは、ローマ規程締約国の拡大と、加盟国によるICCへの協力体制の



強化を求める。また、ICCがすべての国に公平に適用されるよう、捜査基準の透明性向上や制度改革も必要であると考えます。
ICCの強化は、国家主権を侵害するものではなく、各国の司法制度を補完し、国際社会全体の平和と安定を守るためのものである。コートジボワールは、国家主権を尊重しながら、実効性と公平性を兼ね備えた国際刑事司法制度の構築に向けて協力していく。

Cyprus

キプロス共和国は1974年以来、トルコによる北部占領、不法入植、キリスト教文化遺産の破壊という国際法違反に直面し続けている。軍事力に劣る小国にとって、ICCによる「法の支配」の確立は大国による力による現状変更に抗い、主権と領土の一体性を守る安全保障上の生命線である。しかし、現行のローマ規程体制は非締約国の主権侵害や大国の圧力に対して極めて限定的な実効性しか持たない。我が国はICCが小国を守る真の「法の盾」となるよう、当事国の経験に基づく具体的政策を表明する。

第一に、占領犯罪根絶のための管轄権拡大と制度改革である。キプロス北部への不法入植はローマ規程第8条(戦争犯罪)違反の典型例だが、政治的制約により法の裁きが及んでいない。我が国は、占領地での入植や文化財破壊を常時記録し、政治判断を挟まず自動で検察官が起訴手続きへ移行する「占領地犯罪自動起訴システム」の創設を提案する。また、非締約国の犯罪に対し、国連安保理が拒否権で機能不全に陥った場合でも、国連総会の多数決でICCへ強制付託できるルールを構築すべきである。さらに、第15条の2(侵略の罪)の制限を撤廃し、被害国が締約国であれば加害国が未批准であっても侵略の罪を適用できる規程改正を強く求める。

第二に、司法の独立を脅かす外部圧力の排除と財政的自立の担保である。大国による司法官への報復制裁や指名手配は国際法秩序への重大な挑戦である。これに対し、司法官への不当な制裁が発動された場合、我が国が加盟する欧州連合(EU)等の地域ブロックが共同して当該国へ自動的に経済制裁を科す「多国間カウンター制裁ルール」の確立を求める。加えて、特定の国が資金を盾に捜査を妨害する財政的ボイコットを防ぐため、各国のGDPにに応じた拠出金を数年分前払いで一括プールする「複数年固定・義務的プール拠出金制度」への移行を主導する。

我が国の提案は国際刑事司法から政治的ノイズを排除し、全ての国家が国際法で等しく保護される普遍的な安全保障環境を築くものである。力による支配に抗う全ての加盟国に対し、我が国の政策への広範な支持を強く呼びかける。

Djibouti



Dominican Republic

DR Congo

コンゴ民主共和国(以下、自国)は、ローマ規程の初期からの締約国であり、国内の人道犯罪に対処するため自ら進んで国際刑事裁判所(ICC)に事態を付託するなど、一貫して国際刑事司法の発展と法の支配を支持してきた。しかし、現行のICCの運用には実効性と独立性の観点から看過できない課題が存在する。本会議における「ICC改革」の議論において、自国は以下の二点を柱とする政策を提案し、締約国間の合意形成をめざす。

第一に、裁判手続きの劇的な迅速化と現場捜査能力の強化である。現在のICCは、訴追から判決までに膨大な時間を要しており、現在進行形の人道危機に直面する被害者に対してタイムリーな正義を提供できていない。自国は、予審手続きの簡素化やオンライン審理の積極的導入を求める。あわせて、限られたリソースを治安の不安定な現場の捜査官の安全確保やデジタル証拠収集の技術支援へと重点配分し、国内司法との補完性を高めるキャパシティビルディングの拡充を推進すべきである。

第二に、政治的公平性の確保と外部からの不当な圧力に対するガバナンスの強化である。特定の地域や小国ばかりが捜査対象となる一方で、非加盟の大国が関与する重大犯罪へのアプローチが政治的パワーバランスに左右される「二重基準」は解消されねばならない。自国は、特定の国家の資金力に影響されないよう、国連通常予算からの一定割合の補填などを組み込んだ独立性の高い財政ガバナンスの構築を提案する。さらに、非加盟国から判事や職員に対して課される理不尽な経済制裁や外交的圧力に対し、締約国会議(ASP)が共同で対抗措置を講じる保護協定の策定を強く求める。

法の支配はすべての国家と個人に平等に適用されて初めてその正当性を持つ。自国は、国際刑事司法の普遍性と信頼性を取り戻すため、すべての締約国と建設的な議論を行う用意がある。

Ecuador

エクアドル(Republic of Ecuador)

〈現状・基本立場〉

ICC協力法の可決・公布など司法制度の整備を進めている。

財政面では、国内での組織犯罪への対応に迫られ、逼迫した状況にある。

ICCの独立性・公平性・実効性を高めるためには、協力義務を確実に履行できる制度と法整備支援を両立させることが重要であると考えます。

国際社会が相互に協力し、法の支配に基づく国際刑事司法をさらに発展させることを期待する。

〈論点1〉

・ICCの実効性を高めるためには、各国の司法能力の強化が必要不可欠である。

→法制度の整備が不十分な国と先進国とで任意参加の国際協定を作成し、財的支援を行う

→ODA予算の0.5~1%を法整備・治安維持支援に充てるよう要請する。

→支援金の兵器購入など法整備以外の事への使用は禁止とする。

・協力義務を果たさない国への罰則を実効性のあるものにする。



→政治的事情や国内法を理由とした不協力に対し、それによって生じた追加の捜査・延期費用を損害賠償として請求する制度を提案する。
→支払いが困難な場合には分割徴収を認める。
→ASP内に法律の専門家のみで構成される独立かつ地域的公平性が確保された専門機関を設置し、ICCからの不履行報告に応じて自動的に審査を開始し、制裁を決定する。
〈論点2〉
・ICCの迅速化を進めるべきである。
→捜査開始から起訴までを原則3年以内とする制度を提案する。
→特別な事情がある場合のみ最大2年間の延長を認める。
→期限を超えた事案は一度捜査を終了するものの、新たな重要証拠が発見された場合には再捜査を可能とする。

El Salvador

Estonia

Fiji



Germany

ドイツは、国際刑事裁判所 (ICC) が重大な国際犯罪の不処罰を防ぎ、国際社会における法の支配を実現するために重要な機関であると考えている。我々はローマ規程締約国として、ICCの司法の独立性を尊重しながら、国際刑事司法の実効性を高めるための国際協力を推進してきた。しかし、逮捕状の未執行、証拠や情報の共有不足、非加盟国の存在などにより、ICCの実効性には課題が残されている。ドイツはこれらの課題に対し、締約国間の逮捕・引渡し・証拠収集を円滑にする「ICC協力調軽メカニズム」の設置を提案する。また、各国の国内司法能力を高める「積極的補完性」を推進し、ICCだけに責任を集中させるのではなく、各国が国際犯罪を適切に捜査・処罰できる体制を整えるべきである。一方で、ICCの実効性強化は、司法の独立性を損なうものであってはならない。ドイツは、判事や検察官への政治的圧力や報復的制裁に反対し、司法判断への不当な介入を防ぐ国際的な原則の確立を支持する。また、予算や運営の透明性を高め、特定の国の政治的影響に左右されない安定した財政基盤を備える必要がある。さらに、EU諸国、英国、カナダ、オーストラリアなどと協力し、実現可能な改革を進める。同時に、国家主権や財政負担を懸念する国々の意見にも配慮し、各国の国内法と基本的人権を尊重した制度設計を目指す。ドイツは、強いICCとは政治に従属するICCではなく、独立した司法と各国の実効的な協力によって国際犯罪を裁くICCであると考えている。

Ghana

ガーナは、国際刑事裁判所 (ICC) がジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪、侵略犯罪といった重大な国際犯罪を裁き、法の支配と人権保護を実現するために不可欠な機関であると考えている。ガーナはローマ規程締約国としてICCを一貫して支持してきた一方、ICCの実効性、公平性及び透明性をさらに向上させるための制度改革が必要であるとの立場をとる。第一に、ICCの実効性を高めるためには、加盟国の協力体制を強化することが不可欠である。ガーナは、加盟国の協力状況を定期的に評価する仕組みの導入や、発展途上国に対する司法能力構築支援の拡充を提案する。また、AIやデジタル技術を活用した証拠管理や裁判手続の効率化を進めることで、裁判の長期化を改善し、迅速な司法の実現を目指すべきである。第二に、ICCへの信頼を高めるためには、独立性と透明性を一層確保する必要がある。ガーナは、事件選定基準や裁判官・検察官の選出手続の透明化、独立した監査制度の導入、さらに2020年の独立専門家審査 (IER) の勧告を着実に実施することを支持する。これらの改革は、ICCに対する政治的偏向や地域的偏りへの懸念を軽減し、国際社会からの信頼回復につながると考える。ガーナは、ICCの独立性を維持するとともに、補完性原則を尊重し、各国が自国の司法制度を強化できるよう国際社会が支援すべきであると考えている。また、アフリカ諸国をはじめとする多様な立場の国々との対話を重視し、幅広い合意形成を図ることで、実効性・公平性・透明性を兼ね備えた持続可能な国際刑事司法制度の構築に貢献していく。

Grenada

グレナダは、ICCが重大な国際犯罪の不処罰を防ぎ、国際法の支配を実現するために不可欠な国際機関であると考えている。特に、小規模国家であるグレナダにとって、国家の規模や政治的影響力



に左右されることなく、すべての国が平等に国際刑事司法へ参加できる制度の確立は重要である。

一方で、ICCは独自の執行機関を有しておらず、容疑者の逮捕、証拠収集、情報共有など、多くの活動を加盟国の協力を依存している。また、加盟国間の司法能力の差や、制度運営に対する信頼性の確保など、改善すべき課題も存在する。そのため、グレナダは加盟国間の協力体制の強化と、ICC制度のさらなる改善が必要であると考ええる。

具体的には、加盟国間の司法協力を強化し、情報共有、証拠収集、容疑者の引渡しなどを円滑に行える体制を整備することを支持する。また、ICCの独立性と信頼性を維持するため、裁判官や検察官の選出過程の透明化、組織運営の改善を進める必要がある。さらに、小規模国家や開発途上国がICCへの義務を十分に果たせるよう、法制度整備や司法分野における技術支援、人材育成の充実を重視する。

さらに、国際刑事司法制度をより公平で実効性のあるものにするためには、小規模国家や開発途上国を含む幅広い加盟国の協力が不可欠であると考ええる。大国のみが制度改革を主導するのではなく、共通する課題や経験を持つ小規模国家が連携し、それぞれの視点を国際的な議論に反映させることが重要である。

そのため、グレナダはCARICOM加盟国をはじめとする小規模島嶼国、開発途上国、そしてICCの実効性向上を重視する加盟国との協力を目指す。国の規模や経済力に関わらず、すべての加盟国が公平に国際刑事司法へ参加できる環境を整備することで、ICCへの信頼を高め、法の支配と国際社会の平和・安全の実現につなげていく。

Honduras

今会議で私たちはICCの実効性の強化、また独立性を高めるという方向で決議をしたいと考えている。

まず実効性の強化について、ICCは独立して完結した形で、逮捕する能力が認められる必要があると考える。そのために警察に似た部隊をICCに配置し、引き渡しが行われない場合には締約国であるか否かに関係なくその部隊を本人のもとへ向かわせて逮捕する、という制度を提案する。ここで重要なのは、これは軍事介入ではなく、警察部隊はあくまで自己防衛のみが認められるということである。またこれは最終手段であり、できる限り多くの国に「自国が政治の機能不全に陥っている、かつ世界平和を著しく脅かしているとみなされて逮捕状を出された国民がいる場合に、国民をICCに引き渡す」といった内容の条約などを批准してもらい、ICCへの協力体制をしっかりと築いていくことを大切にしたい。

機関としての独立性について、職員への制裁については国連総会など締約国以外の国が参加する場合での承認を必要とするような制度であったり、職員の資産などをICC名義で規程締約国で管理したりすることを提案したい。制裁が対職員ではなく対ICCの構図になるような制度を形だけでも作ればそれは抑止になるだろう。

そして、財政の独立性については現在同様締約国各国の経済状況に応じた割り振りを行いながら、その上で後進国・途上国も多く含まれていることを踏まえて、先進国による経済・技術支援、そのほか国際機関への支援の要請をすべきであると考ええる。

現在のICCは逮捕状が出されても、締約国の様々な理由による非協力や国連安保理での付託拒否・手続きの延期などで実際には逮捕されないという状況にあり、これでは機関の存在義が損な



われてしまっているといわざるを得ない。以上のような強気な提案では現在非協力的な国々、また現在は協力している先進国の協力をさらに遠ざけてしまうという意見があるのも重々承知であるが、現行の強さではもう手が打てないのも事実である。私たちは、現行からもう一歩踏み込んだ強力な制度が必要であると考え、以上が、私たちの立場・提案である。

Hungary

ハンガリーは不処罰との闘いを支持しつつも、近年の「司法の政治化」が招く二重基準と制度への不信感を深く懸念しており、中立性と誠実さの回復を最優先課題として掲げます。実効性強化に向けて、捜査選別の透明性を高める客観的基準の策定と、協力に伴う国益への不利益を補償する基金の創設、および財政的自立を支える多年次支払い計画の導入を提案します。我が国は、ICCが主権を尊重する「公平な最後の手段」へと立ち返るよう制度改革を主導し、大国の政治的圧力に屈することのない持続可能な国際刑事司法の確立に向けて全締約国と協力する決意です。ただし、ICCの決まりは国際平和や安全保障、人権の保護の面でも非常に重要なためおいそれと変えていいものではないため、慎重な議論を行っていくべきであると考えます。

Italy

1. 基本立場

イタリア共和国は、ICC創設条約(ローマ規程)のホスト国として、国際法秩序と「不処罰との闘い」の最前線に立ち続けてきた。しかし現在、裁判所は警察力の欠如による身柄拘束の限界、手続きの長期化、および政治的二重基準(ダブルスタンダード)という深刻な課題に直面している。我が国は、ICCの規範的権威を防衛し、実効性を抜本的に強化するための包括的改革を主導する。

2. イタリアの政策提言

我が国は、本会議において以下の2本の柱からなる政策を提案し、加盟各国の合意形成を目指す。

I. 実効性と身柄拘束力の強化(国内・地域レベル)

- ・補完性原則の万全化: ローマ規程に準拠した完全な「国際犯罪刑法典」を加盟国全体で完備し、我が国が誇るカラビニエリ(憲兵隊)や金融警察の高度な科学捜査・資金洗浄対策ノウハウをICCへ直接提供・派遣する。

- ・EU即応プロトコルの構築: 加盟国間のリアルタイム情報共有を軸とし、逮捕状対象者を確実に拘束・引き渡す制度的枠組みをEUを筆頭にグローバルへ広げる。

II. 公正性と質の向上に向けた機構改革(締約国会議レベル)

- ・大国特権と不平等の解消: 「侵略の罪」の管轄権行使要件を他3大犯罪と同等に緩和し、国連安保理の拒否権行使を制限する行動規範の採択を求める。

- ・「司法の質」の確保: 独立査察機関を常設して立件精度を高めるとともに、政治的ディールを排した第三者機関による役員選任とコンプライアンス体制を確立する。

3. 多国間協調への決意

本政策は、発展途上国への警察・司法インフラ支援をセットにすることで、真の「法の前の平等」を実現するものである。我が国は「ローマ精神」に基づき、全ての対話に開かれた姿勢で多角的協調を主導し、実効ある決議案の採択を目指す。



Japan

日本は、国際社会における法の支配の実現と重大な国際犯罪の不処罰の防止において、国際刑事裁判所 (ICC) が果たす役割は極めて重要であると考えます。日本はローマ規程締約国であり、主要な財政支援国の一つとしてICCの活動を支援してきた。国際社会の安定は日本の平和と安全、経済活動の安定にもつながることから、ICCの実効性及び信頼性の向上は日本にとっても重要な課題である。一方で、ICCは逮捕状の執行を締約国の協力に依存していることや、裁判手続の長期化、一部の主要国がローマ規程の締約国ではないことなどから、実効性に課題を抱えている。

日本は、ICCの実効性を強化するため、2020年のIndependent Expert Review (IER) で示された384項目の勧告について、優先順位や実施期限を定めたロードマップを策定し、ローマ規程締約国会議 (ASP) において毎年その進捗を報告・評価する制度を導入すべきであると考えます。また、逮捕状の執行や証拠収集を円滑に行うため、締約国間の情報共有や研修を実施し、司法・捜査機関の協力体制を強化することを提案する。

さらに、日本はICC改革の一環として、未締約国との対話や技術支援を通じてローマ規程への加盟を促進し、ICCの普遍性を高めることが重要であると考えます。加えて、裁判手続のデジタル化や裁判官・検察官の選考の透明性向上を進めることで、ICCの効率性と公平性を一層高めるべきである。日本は、法の支配を重視する立場から、国際社会との協調を通じてICC改革を推進し、より実効性と信頼性の高い国際刑事司法制度の実現を目指す。

Jordan

Kenya

Kiribati

我がキリバス共和国をはじめとする島嶼国は、地球温暖化による海面上昇という国家存続の危機に直面している。このような大規模な環境破壊は単なる環境問題ではなく、間接的に国民の故郷を奪う人道の罪である。現行の国際秩序がこの問題を阻止できていない状況こそがICCの最大の機能不全であり、実効性の欠如そのものである。

ICCの実効性を強化するため、我が国は次の四点を提案する。

第一に、重大な環境破壊行為を「エコサイド罪」としてローマ規程の管轄犯罪に追加する。

第二に、非締約国の元首であっても、大量排出や環境破壊を含めた重大犯罪を強行した場合は、国連安保理の拒否権に妨げられず、ICCが自動的に管轄権を行使できる仕組みを創設する。

第三に、大国が自国内で環境破壊を放置している場合、国内司法の機能不全とみなし、ICCが即



座に介入可能とする。さらに、逮捕状が出た容疑者の引き渡しを拒否する国に対し、国連総会を通じて国際社会全体で自動的な資産凍結・制限を課す厳格な履行強制措置を確立する。

第四に、ICCの義務を下した小国の判事・検察官への政治的圧力に対する防御策として、大国による報復措置を国際法違反と明記する。全締約国が共同でその大国に経済対抗措置を取り、小国の損失を補填する連帯義務を課す。また、ICCの運営資金の分担金を経済規模だけでなく、エコサイドの厳罰化に伴い、過去の温室効果ガス累積排出量といった環境破壊への加担度に比例して大国がより多く支払う制度への移行を要求する。

キリバス共和国は、環境破壊に対する免責をなくし、国際司法秩序を確立するため、全参加国で協力し、実効性のある決議案が採択されることを強く期待する。

Malawi

マラウィ共和国は、ICCが重大な国際犯罪の不処罰を防止し、法の支配を維持するために不可欠な国際機関であると考えます。しかし、逮捕状が執行されない事例や、判事・検察官への政治的圧力、財政不足による捜査・審理の長期化などにより、ICCは十分な実効性を発揮できていない。これらの課題を解決するためには、ICC自体の制度改革だけでなく、加盟国による協力体制を強化することが不可欠である。

まず、締約国会議(ASP)の下に加盟国の協力状況を毎年評価する制度を設け、逮捕状の執行状況や証拠提出への協力実績を報告書として公表することを提案する。また、司法制度が十分でない国に対しては、ICC職員や法曹専門家を派遣し、ローマ規程に適合した国内法整備への助言、裁判官・検察官・警察官を対象とした研修、電子証拠の保全技術に関する教育を実施することで、加盟国が協力義務を履行できる体制を構築する。

さらに、ICCの独立性を守るため、判事や検察官が制裁や政治的圧力を受けた場合には、ASP議長名で共同声明を速やかに発表するとともに、締約国による緊急協議を開催し、司法への不当な介入に対する共通した対応方針を策定すべきである。

加えて、財政面では、加盟国の経済規模に応じた分担金制度を維持しつつ、自然災害や経済危機に直面する途上国には期限付きの負担軽減措置を設けることを提案する。不足する財源については、任意拠出金や国際機関との共同事業を活用して補うとともに、予算執行状況を年次報告書として公開し、独立した第三者監査を義務化することで透明性を向上させる。また、AIを活用した証拠整理システムやオンライン証人尋問を導入し、審理期間の短縮と運営効率の向上を図るべきである。

マラウィは、このような現実的かつ実行可能な改革を通じて、ICCの独立性と信頼性を高め、すべての加盟国が責任を共有する持続可能な国際刑事司法の実現を目指す。

Maldives

モルディブ共和国は、インド洋に位置する小島嶼開発途上国であり、国際法と多国間協力を大切にしている国である。また、気候変動による海面上昇の影響を大きく受けており、将来的には国土が水没する危機にも直面している。そのため、モルディブは国際社会が協力して課題を解決することの重要性を強く認識している。2011年にローマ規程を批准して以来、ICC締約国として国際刑事司法を支持してきた。現在、ICCは加盟国の協力不足や事件処理の長期化などの課題を抱えている。モルディブは、ICCの実効性を高めるためには、加盟国同士がより協力しやすい仕組みをつくるのが重要だと考える。モルディブは、ICCの実効性を高めるためには、加盟国同士がより協力



しやすい環境を整えることが重要であるとする。小国を含むすべての締約国が公平に協力できる仕組みを目指し、建設的な議論を進めるべきである。これにより、小国も無理なくICCに協力できるようになり、ICC全体の信頼性と実効性の向上につながる。また、モルディブは、深刻な環境破壊であるエコサイドについて、国際社会で議論を深めることが重要であるとする。気候変動の影響を深刻に受ける国として、将来の国際刑事司法のあり方について建設的な議論が行われることを期待する。環境破壊は人々の生活や国家の存続にも大きな影響を与える問題であり、将来の国際社会にとって重要な課題である。ただし、今回の会議では直ちにローマ規程を改正することは求めず、まずは各国や専門家による議論を始めることを重視する。モルディブは、ICCの独立性と公平性を守りながら、加盟国同士が協力しやすい仕組みづくりと、将来を見据えた制度改革を進めることで、より信頼される国際刑事司法の実現を目指す。また、本会議では各国と積極的に協力し、建設的な議論を行いたいとする。

Mali

我が国マリ共和国は、大国の未加盟、政治的偏向、制度上に理由による実効性の低さを見直し、特定地域ばかりが捜査対象となる不満を解消するため、以下の政策を提案する。

第一に、裁判だけでなく、被疑者・被告人の逮捕・召喚から判決内容の履行までをICC直轄の新しい組織が主導・実行・管理できる仕組みへの転換を求める。

そもそも国際的な重大犯罪に対する自国の捜査・裁判機関の対応が困難である国による付託案件についてICCが取り扱うこととなっているところ、それらの履行を付託国に負わせることは、実効性について十分に考慮していないと言わざるを得ない。

これにより、裁判の実施に不可欠な逮捕・召喚は、ICCへ付託した国の政府が行わなければならないという実効性の低い従来の仕組みから、逮捕から判決内容の履行までをICCが一気通貫で行う、より迅速で実効性の高い仕組みへの変革を実現することができる。

第二に、安全保障理事会における常任理事国の拒否権行使の制限を求める。

これまで、安全保障理事会において、ローマ規定に非参加の特定大国が政治的な理由から拒否権を行使してきた結果、安保理による付託の枠組みが形骸化し、特定の地域における案件ばかりが扱われることとなる政治的偏向が生じ、参加国間の不公平感を呼んでいるという問題がある。このため、一国のみの権利の発動により採否を決するのではなく、多数決による決定方式に改めることを提案する。

これにより、参加国間における公平性が一定程度担保されるとともに、法の支配に基づく真の国際秩序の確保につながる。とする。

Marshall Islands

マーシャル諸島は軍事力や政治的影響力、人員が限られる小国である。そのため、軍事力ではなく、国際法に基づく国際秩序を重視しており、重大な国際犯罪を裁くICCは小国の安全と権利を守る上で重要な役割を果たしている。一方で、現在のICCは加盟国の協力がなければ容疑者の逮捕や証拠収集を十分に行うことができず、非加盟国の存在や裁判手続きの長期化などにより、その実効性に課題がある。実効性を高めるためには、加盟国を増やし、協力を求める必要がある。しかし、中には財政的にICCへ加盟することが困難である国が存在する。そこで、小国に対して国内法整備や人材育成について財政的に支援する制度の創設をするべきである。この制度は支援の対象となる基準を明確に定め、その条件を満たしている国が受けれる支援制度である。そうするこ



とで、財政的にICCへの加盟が困難である国の加盟を後押しすることができる。また、締約国会議では、加盟国は法的に平等であるものの外交力や人的資源の差から小国の意見が制度改革に十分反映されにくい現状がある。マーシャル諸島はこの課題を解決するためICC制度改革の一貫として、小国同士の会議の設置を求める。この会議では小国や島諸国が共通の課題や意見を整理して、締約国会議へ提出するための会議の場であり、意思決定権や投票権を持つものではない。そのため加盟国間の平等性を損なうことなく、小国の意見を制度改革へ反映させることができる。また事前に意見を集約することで、本会議での議論を効率化し、より建設的な合意形成にもつながる。よって、国際社会において国の規模や影響力に関わらず、全ての国が公平に守られる仕組みを構築することが重要である。

Mexico

メキシコは、ICCが戦争犯罪やジェノサイド、人道に対する罪などの重大な国際犯罪を裁くために重要な役割を果たしていると考えている。そのため、ICCの実効性や公平性を高め、加盟国が協力して活動を支えることが重要である。

一方で、ICCには加盟していない国があることや、逮捕・引渡し・証拠提供への協力が十分に得られないこと、裁判に時間がかかることなどの課題がある。また、各国の主権や政治的立場の違いにより、制度改革が進みにくい現状もある。

メキシコは、ICCの実効性を高めるためには加盟国による協力をさらに強化することが必要であると考えている。逮捕や証拠提供への協力を進めるだけでなく、被害者支援の充実や、裁判手続の迅速化、公平性・透明性の向上も重要である。また、未加盟国との対話を進め、より多くの国が国際刑事司法に協力できる体制を目指すべきである。

さらに、ICCが十分な活動を行えるよう、加盟国による財政面での支援や情報共有を進めることも必要である。これらの取組によって、ICCの活動をより効果的なものにし、重大な国際犯罪の防止につなげることが期待される。

メキシコは今後もICC加盟国として国際刑事司法を支持し、各国との協力を深めながら制度改革を進め、重大な国際犯罪の防止と被害者の保護に貢献していく方針である。

Mongolia

Montenegro

こんにちは。モンテネグロ大使です。

モンテネグロはバルカン半島に位置する国です。旧ユーゴスラビア紛争、新ユーゴスラビア時代を経て、2006年に独立し、同年にICCに加盟、2017年にはNATOに加盟し、現在はEU加盟を最優先目標としています。EU加盟を目指す立場として、積極的にICCの改革や国際平和の希求に尽力していく姿勢です。しかし、小国である以上、経済的、司法的に充実しきれていない、という課題に直面し、発展を進めています。小国である私たちはICC締約国の皆さんからも経済的、司法的な支援



や、ICCのインセンティブを求めていく立場で議論に参加しようと考えています。
全ての国の大使と協力し、議論が活発に行われることを期待します。

Netherlands

オランダは、国際刑事裁判所(ICC)が重大な国際犯罪の不処罰を防ぎ、法の支配を実現するために不可欠な機関であると認識している。ICC本部を擁し、国際刑事司法の発展に長年貢献してきたオランダは、ICCの独立性を守るとともに、その実効性を高めるために国際社会が協力する必要があると考える。

現在、ICCの実効性を阻む最大の課題の一つは、逮捕状の執行や被疑者の引渡し、証拠提供等が各国の協力に依存していることである。オランダは、ICCの権限を一方的に拡大するのではなく、各国の司法協力を強化することを重視する。具体的には、各国にICC協力担当機関を設置し、ICCからの要請を迅速に処理する国際司法協力ネットワークの構築を提案する。また、国連、EU及び地域機構と連携し、各国の司法・捜査能力を財政的・技術的に支援するとともに、被害者及び証人の保護体制を強化すべきである。

同時に、ICC自体の制度改革も不可欠である。オランダは、締約国による安定的な財政支援と複数年予算制度を通じて財政基盤を強化し、予算執行の透明性と説明責任を確保することを求める。また、裁判官・検察官に対する不当な制裁や政治的圧力からICCを守り、その司法的独立性を保障する国際的な枠組みを構築すべきである。

オランダは、EU諸国をはじめ、カナダ、英国、日本、豪州等のICC支持国との協力を深めるとともに、アフリカ諸国を含む幅広い国々との対話を重視する。ICCへの協力を制度化し、ICC自体の改革を並行して進めることで、国際刑事司法の実効性、独立性及び信頼性を高め、国際犯罪の不処罰を防ぐことを目指す。

New Zealand

Nigeria

国名:ナイジェリア連邦共和国 議題:国際刑事裁判所(ICC)改革

ナイジェリア連邦共和国は、ローマ規程の初期からの締約国として、「不処罰なき世界」の実現と国際法秩序の確立に対する不変のコミットメントを表明する。国際刑事裁判所(ICC)は、重大な国際犯罪を確実に裁き、法の支配を推進する上で不可欠な機関である。しかしながら、ICCには独自の警察組織がなく、容疑者の逮捕や逮捕状の執行を加盟国の協力に頼っているため、実効性に課題がある。またアフリカ等の特定地域への捜査の偏在に伴う偏向への批判、さらには非加盟の大国による不当な政治的圧力や介入といったICCの仕組み上の課題にも直面している。

我が国は、ICCがより公平で実効性のある国際刑事司法機関へと進化するために、以下の二つの軸に基づく包括的な制度改革を提唱する。

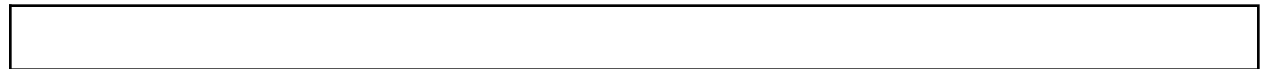


第一に、「補完性の原則」の厳格な維持と実質化である。ICCは国家の代替機関ではなく、国内司法が不機能である場合にのみ機能する「最後の手段」でなければならない。実効性の強化とは、強権的な介入権限の拡大ではなく、自国司法が国内で犯罪者を訴追・裁く能力を底上げすることによって達成されるべきである。国際社会は途上国やテロ対策に直面する加盟国に対し、法制化や捜査技術に関する直接的な技術支援プログラムを制度化すべきである。

第二に、「公平性・透明性・効率性」を基礎としたガバナンス改革である。現在捜査対象がアフリカ地域に偏っているように見られる。これに対し、予備調査や正式捜査へ移行する際の客観的な評価基準を明文化・公開し、あらゆる地域に対し同一の基準で適用すべきである。また、手続の簡素化やデジタル技術の活用による裁判期間の短縮を図り、迅速な被害者救済と財政面における持続可能性を両立させる。さらに、ICCのみならず、アフリカ連合(AU)などの地域機関と定期的に協議する仕組みを整える、各地域の意見をICCの運営に反映させる、等といった地域の平和定着プロセスと法的執行での調和を図ることが不可欠である。

我が国は、国家主権の尊重と不処罰の防止を両立させ、すべての締約国から真に信頼される独立し

Panama



Peru

ペルー共和国を代表し、ローマ規程締約国会議(ASP)の開会にあたり、国際刑事司法の独立性と信頼性の確保、および組織・財政改革に関する我が国の確固たる立場を表明する。

ペルーは2001年にローマ規程を早期批准した忠実な締約国であり、今日に至るまで一貫して「法の支配」と「不処罰の終焉」を支持してきた。しかし現在、ICCは非締約国の大国による不当な政治的威嚇や職員への制裁という、深刻な脅威に晒されている。独自の警察権を持たないICCが、国際社会の分断や大国の二重基準(ダブルスタンダード)に屈することなく、司法の独立性を維持するためには、実効性を根底から支える抜本的なガバナンス改革が不可欠である。

我が国は、ICCの実効性と信頼性を極限まで高めるため、以下の「多層的司法ガバナンス」を軸とする政策を提唱する。

第一に、「地域人権体制とICCの公式連携による多層的・段階的管轄権行使システム」の創設である。ICCが国家主権を越えて直接介入する前に、締約国が属する既存の地域的人権枠組み(我が国の場合は「米州人権裁判所」など)の審査や判決を最優先で尊重すべきである。国家が地域裁判所の是正命令を無視し、隠蔽を目的とした不処罰の国内法を維持した場合にのみ、6ヶ月の猶予期間を経て自動的にICCへ管轄権を移譲するルールを厳格に制度化する。これにより、大国からの「主権侵害」という批判を退けつつ、国際刑事司法全体の民主的な正当性を向上させる。

第二に、主要国の財政負担を減らし、大国からの経済的脅迫に屈しない「財政的自立と実務のデジタルシフト」の断行である。特定の国による政治的利用を防ぐため、すべての寄付を「使途不指定型の一括管理基金(ブラインド・トラスト)」とする枠組みを新設し、民間慈善基金の受け入れを解禁すべきである。同時に、人件費や治安リスクの伴う現地捜査への過度な依存を脱却し、衛星画像やSNSデータを活用するAI・OSINT(公開情報)捜査のプロセスを義務化することで、捜査コストを徹底的に削減し、限られた予算の持続可能性を担保する。

我が国が提案するこの「多層的アプローチ」は、地域の主権を尊重しつつ、主



Portugal

ポルトガルについて

私たちは、ウクライナ侵攻やイスラエル問題を重く受け止め、ICCを支持して戦争犯罪や人道に対する罪の責任追及を進め、国際法に基づく平和の実現を重視する立場である。

- 1、ICCに強い権限(犯罪者を逮捕する権限)を持たせるべき。
- 2、国家元首であっても重大犯罪の責任追及を優先すべき。
- 3、履行義務の強制には制裁が有効である。
- 4、制裁とインセンティブ(経済支援)との併用も可能である。
- 5、ICCの政治的圧力に対して制裁で対抗するべき。
- 6、資金調達は集団で集めるべき。
- 7、国家同士の依存をなくすべき。

政策案

- 1①、未逮捕の犯罪者を逮捕するため、各締約国から警察官を集めてICCの警察を作る。
- 1②、犯罪者の逮捕が行われていない場合、ICCの警察が犯罪者を逮捕し、オランダ・ハーグにあるICC本部へ身柄を引き渡す。
- 2、ローマ規程第27条「公的地位は刑事積金を免除しない」を国際慣習法よりも優先する。
- 3、締約国に重要犯罪を犯した国(締約国・非締約国)に対しての経済制裁を義務付ける。
- 4、経済制裁をしている国に対して経済的支援をする。
- 5、ICC職員への不当な政治的圧力は締約国・非締約国であっても違法とする法律を作り、破った国に制裁を下す。
- 6、地域機構ごとの分担金を用意する。
- 7①、外交的配慮による未履行を防ぐためにエネルギーを一国からの輸入に依存しないようにする。
- 7②、エネルギーの輸入を減らすため、発電量の再生可能エネルギーの割合を増やし、エネルギー自給率を上げる。

Republic of Korea

大韓民国政府は、ICC創設時から主導的な役割を果たし、法の支配と人道犯罪の不処罰撤廃を支持する主要締約国である。我が国は財政的・人材的拠出の多大な支援量に対する実用例の数や地域的なアンバランスさは、国民への説明責任における課題となっている。北朝鮮の人権問題を抱える現状にとって、国際刑事司法の確立は理念ではなく、切実な安全保障問題だ。ICCは実効性と普遍性を兼ね備えた協力的な国際司法機関へと進化すべきである。我が国は、本会議において以下2つの核心的政策を主導する。

1. 執行力の強化: 多国間制裁・警察連携の創設

独立した執行機関を持たないICCの弱点を補完するため、我が国はICC制裁協力制度の創設を提案する。ICCの調査員への危害や過度な非協力を行った個人・組織に対し、加盟国が共同で資産凍結や渡航禁止を発動する枠組みである。さらに、これら対象と取引を行う第三国の団体・企業も対象とする二次制裁を導入し、非加盟国の人権侵害や資金源を徹底的に遮断する。また、我が国の強固な国際警察ネットワークを活用し、国際刑事警察機構にICC専属調査協力部門の常設化を要請する。これが不可能な場合でも、有志国による一時的な共同捜査体制を迅速に構築し、逮捕状の執行率を飛躍的に向上させる。



2. ガバナンス改革と近代化:アジア普遍化とデジタル基準の統一
ICCの国際的信頼性を高めるため、我が国は東アジア首脳会議やASEAN地域フォーラム等の場で、加盟国が少ないアジア地域での署名・批准を促す。同時に、ローマ規程第70条を拡張し、調査員への妨害行為を厳罰化する規程改正を主導する。
更に、IT強国としての技術力を活かし、紛争地のスマートフォン映像や衛星画像(OSINT)などのデジタル証拠に関する国際的な認証・保全基準の統一を推進する。
我が国は、上記の2つのアプローチにより、ICCを21世紀の国際社会に適した「真に実効性のある盾」へと変化させる。他加盟国、そして法の支配を重んじる非加盟国の普遍的な協力を呼びかける。

South Africa

Position Paper

担当国:南アフリカ共和国

我が国は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪などの重大な国際的犯罪を処罰し、不処罰を防止するICCの役割を高く評価している。国際司法は国際社会の平和と法の支配を維持する上で不可欠であり、南アフリカ共和国はローマ規程締約国としてICCの活動を支持する立場である。しかし一方で、現在のICCは、逮捕状の執行が加盟国の協力に依存していること、裁判手続きの長期化などにより、十分な実効性を発揮できていない。また、一部の国がローマ規程に加盟していないことや、アフリカ諸国に捜査・訴追が偏っているとの認識は、ICCの信頼性や正当性、公平性に影響を及ぼしていると考えます。

我が国は、ICCの理念を維持しながらも、信頼性・正当性・公平性を高める制度設計が改めて必要であると考えます。特に、案件選定基準の透明化や、特定の地域に偏らない公平な捜査・訴追体制の確立を重視する。また、補完性原則を尊重し、各国の司法制度を基本とし、国内で十分な司法手続が行えない場合にICCが適切に機能する仕組みを維持すべきであると提言する。

そしてここから更に、ICCの独立性を確保するため、裁判官や検察官が一部の国からの政治的圧力や外部からの影響を受けない制度を整備するとともに、加盟国間の協力体制を強化し、逮捕状の執行や証拠収集を円滑に行える仕組みを構築することが重要である。

我が国は、アフリカ諸国を含むすべての加盟国が公平に扱われる国際刑事司法制度の実現を目指し、建設的な対話を通じてICC改革に積極的に取り組むことをここに表明する。また、実際の会議においても各国と協力し、ICCがより公平で独立性・実効性を備えた国際司法機関となるよう、実現可能な制度改革を推進する。

Spain

スペイン王国は、ジェノサイドや拷問などの重大犯罪を自国の裁判所で裁くことを可能とする「普遍的管轄権」を世界に先駆けて法制化し、ローマ規程の礎を築いた。ICCの設立後は、「ICC協力組織法」の制定、「EU阻止条項」の提案、ICC検察局信託基金への自主的な資金協力などを行うことでICCの運営を支えてきた存在だ。

しかし、我々は現在、過去の報復経験による自国の「普遍的管轄権」の縮小、EU内における全



会一致ルールの壁と対米・安全保障上の温度差、条約の批准から国内法化・実務整備に至る構造的なタイムラグなどの不全が絡み合っているがために、単独で実効的な制度改革を推進できないという課題を有している。

したがって、ローマ規程の加盟国全体で連携し、ICCの独立性や公平性が向上することを目指す「ICC改革」が必要とされるのだ。そこで、スペイン王国は、ICCの機能強化につながる六つの方針を提案しよう。

第一に、自国での裁判が「時間稼ぎ」や「不処罰」に繋がっていないかを判断するための客観的審査基準を導入すること。第二に、ローマ規程非加盟国の元首や高官であっても重大犯罪を犯した場合には加盟国に通報・逮捕の法的義務があるとする、不逮捕特権の完全否認を明文化すること。第三に、加盟国に法的義務の履行を強制させる手段として、自発的遵守を助けるインセンティブと法体系に則った制裁措置を兼用すること。第四に、地域機構が政治的・経済的な履行圧力としてICCを支援する具体的な協力体制を計画すること。第五に、非加盟国による法的・経済的圧力から裁判関係者の資産や安全を保護することを目的とする、「EU阻止条項」のような枠組みを制度化すること。第六に、主要拠出国の一部が掲げる予算増加を認めない姿勢を撤回させて、案件の増加や捜査の拡大に応じ予算増額を保証する財政構造を構築すること。これらの六つを我々の政策立案とする。

持続可能な平和と普遍的な正義を未来に託すためにも、スペイン王国は本政策の実現に向けて国際社会の先頭に立ち行動する。

State of Palestine

私たちパレスチナは今回の会議において、大国からの政治的・経済的圧力からICCを開放し、いかなる公的地位をもつ人物であったとしても法の前では平等に裁かれる公平な司法を確立することを強く求める。

ICCは独自の警察・軍事力をもたないため、逮捕状が発出した際には加盟国に義務付けられた「協力義務」がはたらく。しかし、バシール元大統領やプーチン大統領の例では、逮捕状が履行されず、加盟国が自国の利益を優先するなどして「不協力」と付託されるケースが多数報告されている。このようなICCの権限を損なう構造的欠陥を補うために、パレスチナはインセンティブの余地も残し、「不協力」と付託された国には制裁を下す政策を求める。

ローマ規程第27条において、「公的地位にあるものであっても、ローマ規程に基づく刑事責任を免除されることはない」と明記されており、元職国家元首の免責は歴とした規程違反である。その一方で、先に述べたように大統領の逮捕状未履行などが実質的に認めてしまっていて、これは司法の独立に反するものであり、認められるものではない。

また、ICCの独立性をさらに強化するためには、ICC職員の保護が求められる。ローマ規程第70条、裁判の運営に対する犯罪において、いかなる理由があってもICC職員に対して政治的圧力や制裁を与えることは禁じられている。加盟国でありながらもローマ規程第70条を違反している国については、その事実を認定するべきである。そして、パレスチナはこれ以上違反する加盟国を増加させないために、ICC職員を保護する制度を設けたいと考える。

ICCは2019年時点で、上位10カ国の未払い分担金が8000万ユーロにのぼるという慢性的な財政難に陥っており、業務量の大幅な増加に対し資金配分が追いついていない事実を否認しない。さらに、資金拠出の有無が捜査の優先順位に影響を及ぼすことは、「法の前の平等」を揺るがす危機であり、資金調達の割合を見直し、国家間の格差を埋めていく必要がある。



Sweden

スウェーデン王国は、ICC(国際刑事裁判所)が国際社会における法の支配を維持し、不処罰を防止するための重要な機関であると考え。一方で、逮捕状の執行や証拠収集において加盟国間の協力が十分ではなく、ICCの実効性が十分に発揮されていない現状を課題として認識している。また、各国の司法制度や法整備には差があり、「補完性の原則」を十分に機能させるためには、各国の能力向上が不可欠である。

議題1「ICCの実効性をどのように強化すべきか」について、本国は、加盟国の協力を促進するため、ICCへの逮捕・証拠提供・証人保護に関する協力状況を定期的に確認・共有する仕組みの創設を提案する。さらに、協力が困難な国に対しては、法整備や司法制度の改善を目的とした技術支援や専門家派遣を実施し、制裁ではなく能力構築を通じてICCへの協力を促進すべきであると考え。

議題2「ICCに対して、各国はどのような改革を求めるべきか」については、各国がローマ規程を国内法へ適切に反映できるよう支援を強化し、司法関係者への研修や制度整備を進めることを提案する。これにより、各国が自国で重大犯罪を適切に裁く能力を高め、ICCの負担軽減と裁判の迅速化につながると考える。

本国は、EU加盟国をはじめ、日本、カナダ、ノルウェーなど、法の支配と人権を重視する国々との協力を重視するとともに、途上国を含むすべての締約国が参加しやすい制度づくりを目指す。対立や制裁ではなく、多国間協力と能力構築を通じてICCの実効性を高めることこそが、国際社会全体の信頼を高め、重大犯罪のない世界の実現につながると確信している。

Switzerland

我が国スイスは、永世中立国及びICCの締約国として国際刑事司法の普遍性と実効性を両立させるための制度改革を強く支持する。現在、国際社会は深刻な政治的分断に直面しており国際刑事司法が「力の支配」に屈するか「法の支配」を貫徹できるかの重大な岐路に立たされている。

第一に、我が国はICCの実効性強化に向けて安保理が機能不全に陥った際の国連総会による「ICC検察官への公式捜査要請メカニズム」の確立を求める。安保理拒否権の乱用による免責を打破するために総会決議と検察官の独自権限を連動させて実質的な自動捜査を開始すべきである。また、有志国ブロックと緊密に連携して加害国が非加盟であっても被害国が加盟国であれば「侵略の罪」を訴追可能とするローマ規程の再改正を主導していこうと考えている。一方で、特定の国内裁判所による他国現職首の訴追は主権平等と国家間対話を阻害するため、不処罰の防止と国家主権の尊重を両立させるICCへ集約とローマ規程第27条の厳格な執行を追求する。

第二に、裁判官の合議における政治的分断を回避して「補完性の原則」を真に機能させるための画期的な構造改革を提案する。大国間の圧力による判決の難航を防ぐため、18名の裁判官の中に特定の政治や軍事同盟に属さない「中立国クォータ枠」を設置して客観的な折衷案を助言する調停役を担わせる。

この権限の肥大化を防ぐため、中立性に疑義が生じた際はローマ規程第46条に基づき締約国会議の特別決議で迅速に罷免できる厳格な監視メカニズムを同時に創設する。また、この中立国裁判官の監のもとスイスをはじめとする司法基盤が比較的安定している国々が共同となって自国で犯罪を裁くことが難しい発展途上国へ能力や資金を支援する、ICC付属の機関を新たに設置することで地球規模の「法の網の目」を構築することを目指す。



我が国は長年培ってきた「公正・公平」の外交精神をもって、全締約国の利害を繋ぐ「調停者」として締約国による合意のもと包括的決議案の起草と採択に全力を尽くす所存である。

Tajikistan

タジキスタン共和国は、ローマ規程へのコミットメントを基礎としつつ、第27条と第98条の法理的矛盾を整理した「被疑者逮捕・協力統一ガイドライン」の策定によって不履行問題を解消し実効性を高めるとともに、第97条に基づく事前協議・手続的猶予メカニズムの拡充や国連警察（UNPOL）等との多国間執行動託制度の導入を通じて単一加盟国への過度な外交リスク集中を防ぎ、大国の不当な政治干渉を排した中立的で持続可能なガバナンス改革を推進することを表明します。

Tanzania

国際軍事裁判所は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪など重大な国際犯罪を裁くところである。しかし、加盟国との協力不足や法的拘束力の欠如など課題を抱えている。そのため、ICCを支持しつつも、実効性と信頼性を高めていく改革が必要である。タンザニアはICC加盟国である。ICCは各国の司法制度を尊重し、補完性原則に基づいて動かすべきである。またICCとアフリカ連合が協力して、加盟国との信頼関係を築くことも大切である。そこで論点に関する提案としては、論点1では国家主権の尊重、裁判官育成、法整備、捜査能力向上、アフリカ連合（AU）との協力などを強めていきたい。次に論点2では判事・検察官の選考基準の透明化と解任基準の明確化、第三者委員会の設立、ICCの財政の透明化、各国のGDPにに応じた負担能力の分担を提案したい。最後に、タンザニアは補完性原則、透明性、司法能力向上を柱とする改革によって、ICCをより良い機能へと変化させるきっかけになると考えている。

Timor-Leste

東ティモール民主共和国（Timor-Leste）

東ティモール民主共和国は、1999年の独立住民投票直後に発生した過酷な人道に対する罪の惨劇を克服し、国際法秩序と人権規範の尊重を掲げて2002年にローマ規程を速やかに批准した。我が国は国際刑事裁判所（ICC）の「不処罰なき世界」という崇高な理念を全面的に支持する。しかし同時に、復興途上にある「国内司法能力の制約」および周辺国との懸案を抱える「外交的制限」という深刻な問題に直面している。本会議において、我が国は以下の3点を柱とする実効性強化および制度改革を提唱する。

第一に、「補完性の原則」に基づく当事国の国内司法能力向上の優先である。ICCの直接介入のみに頼るのではなく、途上国・紛争後に国が自ら捜査・訴追を行えるよう、国連機関と連携した法曹育成および司法インフラ整備の支援枠組みを構築すべきである。

第二に、「対話と事前協議に基づく協力メカニズム」の確立である。警察組織を持たないICCへの国家協力において、外交的・構造的困難を抱える国に対し、直ちに一方的な非難を科すのではなく、事前協議手続きの活性化を通じた対話的な解決を模索すべきである。

第三に、裁判所の独立性防衛と国内体制の構築である。非締約国からの不当な個人制裁に対



してはASP全体で連帯して防衛する「ASP共同防衛指針」を策定するとともに、IER勧告に基づく手続迅速化と公平な地理的分配を推進する。

Trinidad and Tobago

Tunisia

議題: 国際刑事裁判所 (ICC) の実効性強化及び制度改革

国際刑事裁判所 (ICC) は、国際犯罪の個人責任を追及し正義を実現する重要機関ですが、非締約国である大国からの不当な圧力や制裁、不協力問題により、司法の独立性が揺らいでいる現状があります。さらに、安保理付託の不透明さや欧米主導の政治的偏向・「二重基準」に対する MENA (中東・北アフリカ)・アフリカ地域の反発・不信感により、加盟が阻害されている点が課題だと考えます。

我々チュニジアは、MENA地域において先駆けてローマ規程を批准した締約国として、ICCによる法の支配と国際人道法を強く支持します。
しかし、チュニジアをはじめとする国内刑法への国際犯罪の導入 (国内実施法) が未整備である現状や、MENAやAUなど、不信感により加盟を拒む国が我々の周りで多く存在している点を改善すべき部分だと考えます。

これらを踏まえて我が国は、以下の政策を提案します。

- ① 国内実施法の完全整備
- ② 大国や政治的思惑に左右されない、中立的かつ実効性の高い法の執行の政策

我々は北アフリカ1番、MENA地域2番目のICC加盟国として、これらの政策を実現できるよう精進したい。

Uganda

我が国ウガンダはICCにLRA事態についてやってもらったためICCに恩があり、その必要性を理解しながらもICCがアフリカ以外で扱ったのが未だジョージアのみであり捜査や起訴がアフリカに非常に偏っていることについては疑問を持っている。しかしこれはICCだけの問題ではないと考えており、事件を付託する国連安保理がICCに対して強い権限を持っていることが問題だと考えている。それには大国も加盟しており常任理事国は拒否権も持っている。そのため非加盟国が間接的にICCに権力を持っている状態である。そのため第16条 (捜査又は訴追の延期) の要件厳格化安保理は決議により捜査を12ヶ月停止できるがこれを一度のみまたは裁判所が捜査を継続することにより、国際平和と安全に対して害を及ぼすと司法的に認められる場合飲のみに限定することなどや捜査を行う基準の透明化を発表するよう提案する。また実効性を上げるためには各国の協力



が必要なため時間がかかる、そのためアフリカやアジアなどに支部を作ることによりそこで起きた事態の被害者を素早く保護することができ、時間に少しの余裕ができ、その地域の組織と協力してこれを行うことによってその組織の加盟国も協力をしてくれるようになると考えられる。また現地の文化や正義感を理解せずに捜査を行っているのが現地人から反発を食らっていることがあり、それらの反発があるとまたも時間がかかり実効性が弱くなってしまう。そのために現地の文化や正義感を理解している人が行い、現地人の反発が減ると考えられる。それをどのように確保するのかはまずは各国でICC職員の育成プログラムを行い将来はなるべく事態が起こった国はその国の出身の職員が対応していくようにしていく、その間を埋めるために現在ICCで働いている職員にも世界各国の文化や正義感を理解するような教育を行うよう提案する。

Ukraine

United Kingdom

親愛なる大使の皆様こんにちはイギリス大使です。🇬🇧
我が国イギリスはICCに関して積極的かつ協力的な姿勢をとる方向性の国です。
我が国が重要視しているのは、被害者の権利の保護と多国間で協力することです。
我が国の政策方針としては各国の意見を尊重し、さまざまな社会情勢などを考慮した上でのICCの執行力、強制力の強化つまり制裁などを行う仕組みを作っていきたいと考えています。
大使の皆様とお会いできることを楽しみにしております！

Uruguay

ウルグアイは、法の支配と国際刑事司法の強化を国際社会の平和と安全の実現に不可欠な要素であるとする。過去に独裁政権下で深刻な人権侵害を経験したことから、民主化後は法の支配と人権保護を外交の柱としてきた。その歴史的経験を踏まえ、重大な国際犯罪を裁くICCを国際秩序に不可欠な機関と位置付け、2002年にローマ規程を批准、2006年には逮捕・引渡し・証拠提供などに関する国内実施法を制定し、ICCへの協力体制を整備してきた。今後もその姿勢を維持する。

一方で、ICCには課題も存在する。実効性の面では、独自の警察権を持たず加盟国の協力に依存しているため、逮捕状が執行されず裁判が長期化する事例があり、被害者救済や被告人の権利保障にも影響を及ぼしている。そこで、締約国会議において加盟国の協力状況を定期的に評価する制度を導入し、協力要請に応じない加盟国には外交的勧告や改善期間を設けた上で、必要に応じて追加的措置を検討する仕組みを提案する。また、未加盟の大国についても、段階的に参加しやすい環境整備を進めるべきである。

制度改革の面では、判事・検察官の選任制度や倫理・コンプライアンス体制を見直し、第三者委員会によるガバナンス評価制度を導入することで、ICCの透明性と信頼性を向上させたい。また、



捜査能力や司法制度が十分でない加盟国には財政・技術支援を充実させ、平等にICCへ協力できる環境を整備すべきである。さらに、影響力の大きい国々にもICCの理念を尊重し、捜査や証拠提供などに積極的に協力することを求める。

財政面では、締約国が公平に分担金を負担するとともに、デジタル化などによる業務効率化と予算執行の透明性向上を進めるべきである。ウルグアイは、対立ではなく対話を重視し、すべての加盟国と協力しながら、円滑に機能する国際社会と持続的な平和の実現を目指す。

Venezuela

国際刑事裁判所（ICC）は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪などの重大な国際犯罪に対し、不処罰を防止し、被害者に平和と安全をもたらすための重要な国際機関である。ベネズエラ・ボリバル共和国は、国際社会が法の支配を維持し、重大犯罪の責任追及を進めるためには、ICCの実効性を強化することが必要であると考え。しかし、その実効性の向上は、各国の主権、国内司法制度、そして国連憲章に基づく内政不干渉の原則を十分に尊重した形で進められなければならない。ICCは、各国の司法制度が適切に機能しない場合にのみ介入する「補完性の原則」に基づいて設立された機関であり、この原則は国際刑事司法の根幹である。したがって、ICCが加盟国の同意を超えて独自の警察的権限や強制執行能力を拡大することは、国家主権との均衡を損ない、加盟国からの信頼を低下させるおそれがあるため、慎重に検討されるべきである。また、ベネズエラは、自国に対するICCの捜査について、その手続や管轄権の行使に関して懸念を表明してきた。国内司法制度による対応が可能である場合、ICCによる介入は補完性の原則に照らして慎重に判断されるべきである。この経験は、ICCが公平性、中立性、透明性を確保し、加盟国との信頼関係を重視する必要性を示している。一方で、ベネズエラは、重大犯罪の不処罰を防止するというICC本来の目的を達成するための改革を支持する。具体的には、加盟国への司法制度強化のための技術支援や人材育成を充実させ、各国が自国の司法制度の下で重大犯罪を適切に裁く能力を向上させることが重要である。また、証拠収集や司法協力に関する国際的な情報共有を促進し、国家間の連携を強化することも、ICCの実効性向上につながる。ベネズエラは、重大犯罪の不処罰を防止するという国際社会共通の目標を支持するとともに、国家主権、内政不干渉の原則、補完性の原則を尊重した協力的な改革こそが、ICCの実効性と信頼性を高める道であると考え。各国が対話と協力を重ね、公正で信頼される国際刑事司法の実現を目指すべきだと思える。

Zambia

--